

外国人技能実習生入国後講習における外部講師  
(法的保護に必要な知識) の派遣業務委託仕様書

1 件名

外国人技能実習生入国後講習における外部講師 (多言語による法的保護に必要な知識) の派遣業務委託

2 履行期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日 (1年間)

3 履行場所

アイム・ジャパン トレーニングセンター1号館、2号館、3号館  
1号館 埼玉県春日部市中央2-20-1  
2号館 埼玉県春日部市中央2-21-10  
3号館 埼玉県春日部市大畑7-3 (予定)

4 実習生予定人数

1回の入国につき約300名 年間11回  
(インドネシア、ベトナム、タイ、バングラデシュ、スリランカ、ほか)  
1クラスあたり 40～50名

5 委託業務内容

外国人技能実習生に対し下記 (1) ～ (8) を含む法的保護に必要な知識の講義を行う。

- (1) 技能実習法令
- (2) 入管法令
- (3) 労働関係法令
- (4) 実習実施者や監理団体等が技能実習法令等の規定に違反していることを知ったときの対応方法
  - ① 申告・相談先である機構における母国語相談
  - ② 労働基準法違反の申告・相談先である労働基準監督署等の行政機関への連絡及び申告の要件や方法
  - ③ 不利益取扱いの禁止に係る事項
- (5) 賃金未払に関する立替払制度や休業補償制度
- (6) 労働安全衛生や労働契約に関する知識
- (7) 厚生年金の脱退一時金制度
- (8) やむを得ない理由による転籍をしなければならなくなった際の対応等

6 講習日程

1回の入国につき

- ① 1クラス8時間（8：00～12：00、13：00～17：00の間で行う）
- ② 当機構が指定する予定表による2～4日間
- ③ 6クラス（入国状況により異なる）

## 7 業務実施条件

### （1）多言語

- ① 当機構が用意するテキストを用いて講習を行う。ただし、外国人技能実習生の学習状況に応じて補助教材が必要な場合は受託者が用意すること。
- ② 英語および技能実習生の母国語（インドネシア、ベトナム、タイ、バングラデシュ、スリランカのいずれか）で講義ができ、法律に関する専門用語に精通していること。
- ③ 講師の都合により欠員が生じた場合に、代替員を派遣できること。

### （2）日本語

- ① 当機構が用意するテキストを用いて講習を行う。ただし、外国人技能実習生の学習状況に応じて補助教材が必要な場合は受託者が用意すること。
- ② 講師の都合により欠員が生じた場合に、代替員を派遣できること。
- ③ 通訳者は当機構より派遣する。

## 8 派遣人員

6名（最大）

社会保険労務士または特別社会保険労務士資格者

## 9 入札参加資格

- （1）本社又は支店が東京都、埼玉県に所在していること。
- （2）法人格を有する事業体であること。
- （3）同種業務に係る実績が5年以上あること。

## 10 提案書の作成

別紙様式に従い、次の要件を具体的に記載すること。

※提出後の記載内容の変更は認めない。

- （1）会社概要および類似業務実績（別紙1）
- （2）業務従事予定者の経歴および専任性（別紙2）

1. 主たる職歴、保有資格等

※予定者全員分を提出すること。

※「講義可能言語」欄は必ず記入すること。

## 11 入札書の作成

入札書には、多言語と日本語に分けて、1講師が1講義（4時間を1単位とし、1日2単位）の1時間あたりの金額（交通費込、消費税別）を記載する。

## 12 提案にあたっての注意事項

- (1) 見積及び提案書作成に関する一切の費用は、見積者側の負担とします。
- (2) 提出された関係書類の権利は委託者側に属するものとし、返還はいたしません。
- (3) 共同企業体、保証会社擁立でのお申し込みは不可とします。
- (4) 提出書類に虚偽の記述があった場合は、その時点をもって失格といたします。
- (5) 公募状況、選定理由、選定結果は公表いたしません。また、選定後の異議申し立ては一切認めません。
- (6) 提案書の提出後、記載された内容の変更、差し替えは認めません。また、原則として提案書に記載した業務従事予定者は変更できません。ただし、病気休暇、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、当該従事者と同等以上の従事者であると当機構が認める者に限ります。
- (7) 契約にあたっては、審査の結果選定された提案書のすべてを採用するものではありません。